

令和6年第2回（6月）大磯町議会定例会

議 案 第 25 号 説 明 資 料

令和6年6月4日

専決処分の承認を求めることについて
(損害賠償の額を定めることについて)

資 料

事故概要 1～2

消 防 署

事 故 概 要

事故発生日時：令和6年2月12日（月）午前10時37分頃

場 所：中郡大磯町国府本郷251 町指定の給油取扱所

損 害 物 件：給油ノズル（3本）

運 転 者：消防本部 消防署 主事

事 故 車 両：消防署専用車（救助工作車） / 湘南830む・119（日野レンジャー）
：相手方自家用車 / なし

事故の相手方：省略

事故発生状況：指定の給油取扱所で燃料補給を完了後、敷地内の給油場所から右折にて出口に向かう際、前方で洗車中の車両及び右側の柱を避ける必要があり、救助工作車を左側に寄せるために後退させてから、右折にてゆっくりと前進させたところ、左側最後部オーバーハング部分がはみ出し、給油設備に設置されている給油ノズルに接触し、損傷させた。

対 応：本件事故に起因する相手方への損害賠償金として、給油ノズルの修理費用を町が賠償する。

経 過：令和6年2月12日 事故発生

令和6年3月26日 専決処分

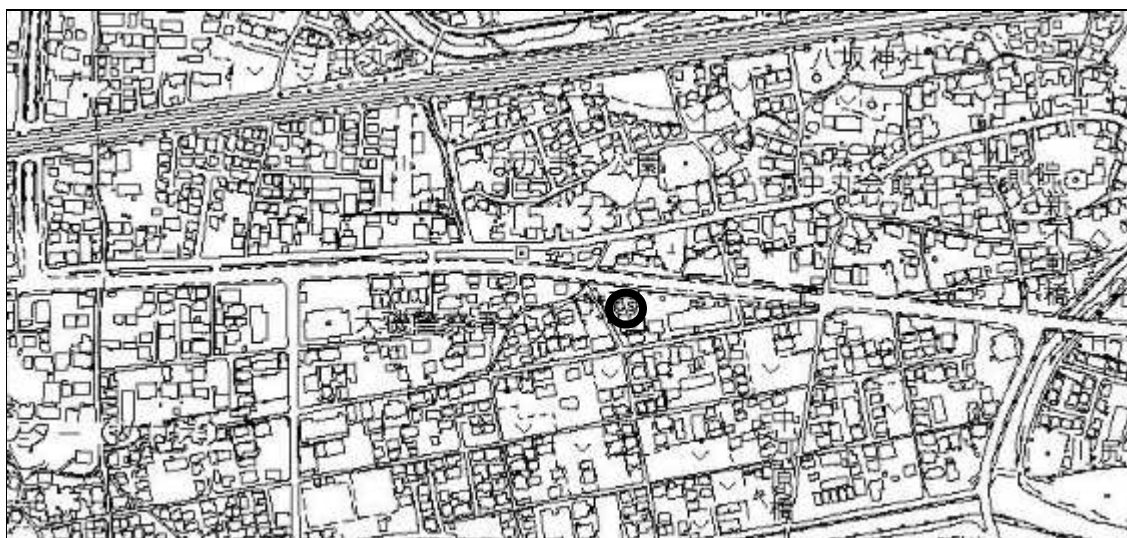
令和6年4月16日 示談締結

損害賠償金額：200,200円

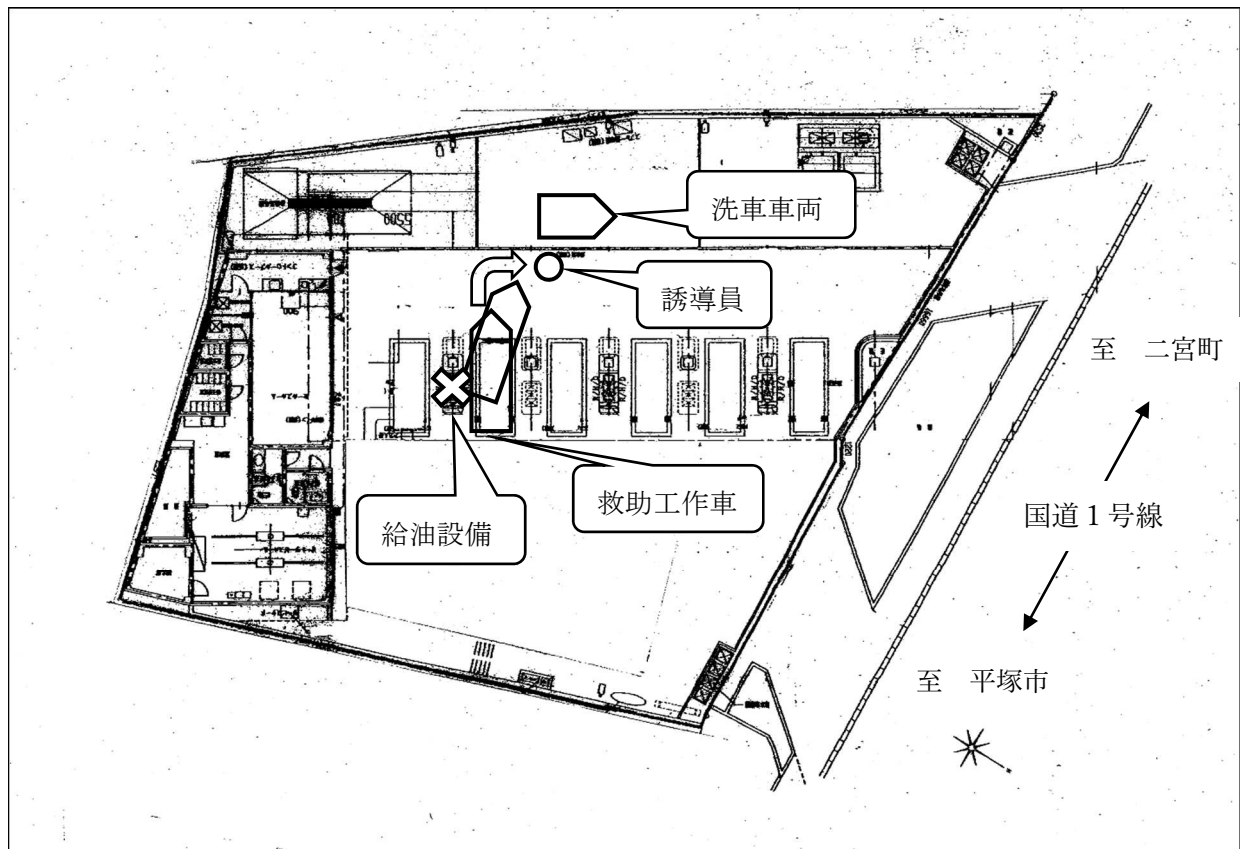
（内訳）設備修理費 134,200円

危険物製造所等軽微な変更工事届代行費 66,000円

事故発生場所



事故発生状況図



写真

給油設備



損傷した給油ノズル

